

1 日時 平成 31 年 3 月 27 日（水） 10:00～12：10

2 場所 富山県庁 4 階大会議室

3 出席者

(1)富山県都市計画審議会出席委員

・ 弁護士	細 川 俊 彦
・ 税理士	土 開 由 香
・ 富山県建築士会監事	小 見 美由紀
・ 金沢大学教授	高 山 純 一
・ 富山国際大学准教授	相 山 馨
・ 県議会議員	井加田 ま り
・ 県議会議員	岡 崎 信 也
・ 富山県町村議会議長会会長	佐 藤 一 仁
・ 北陸農政局長代理	渡 邊 勇 人（農村計画課長）
・ 北陸地方整備局長代理	村 上 和 久（富山河川国道事務所副所長）
・ 富山県町村会会長代理	上 田 順 子（常務理事）
・ 富山県警察本部長代理	古 河 秀 治（交通規制課長）

(2)事務局

・ 富山県土木部都市計画課長 坂 井 禎

4 配付資料

- ・ 次第
- ・ 配席図
- ・ 名簿
- ・ 条例等規程
- ・ 富山県都市計画審議会議案書
- ・ 参考資料

5 議 事

（議 事）

議案第 1 号 富山高岡広域都市計画道路の変更について

議案第 2 号 富山高岡広域都市計画緑地の変更について

議案第 3 号 産業廃棄物の処理施設（魚津市）の敷地の位置について

(司 会)

定刻となりましたので、ただ今より、第 177 回富山県都市計画審議会を始めさせていただきます。

まず、開会に先立ちまして審議会の定足数について申し上げます。

委員 19 名のうち 12 名のご出席を頂いております。内訳につきましては、委員の方が 11 名、臨時委員の方が 1 名であります。半数以上のご出席ですので、富山県都市計画審議会条例第 5 条第 2 項の規定により、本日の審議会は有効に成立する旨ご報告いたします。

ここで、本審議会の委員に交代がありましたので、ご紹介させていただきます。富山県市議会議長会会長におかれましては、横野昭様に代わりまして舎川智也様に、中部経済産業局長におかれましては、富吉賢一様に代わりまして高橋淳様に新たに委員としてご就任いただいておりますことをご報告いたします。

それでは、配布資料の確認をさせていただきます。次第と配席図と審議会の委員名簿、審議会の議案書と条例等の規定です。配布漏れ等がありましたら、お申し付けください。

次に審議会の公開についてご説明します。本審議会は平成 15 年 4 月から原則公開といたしております。詳細につきましては、お手元に配布してございます資料に、本審議会の公開に関する取り扱い要領がございますので、別途ご覧いただきたいと存じます。

ただし、個人情報保護や本審議会の公正・円滑な議事の確保等の観点から、要領の第 2 に規定する一定の事項の審議につきましては、会長が本審議会に諮って非公開とすることができることとしておりますので、以上、お伝えいたします。また、本審議会の審議結果および議事録につきましては、審議会終了後に県のホームページに掲載させていただく予定です。

次に、各議案についてご審議いただく委員について申し上げます。当審議会では委員のほか、議案に関係する臨時委員に審議および議決にご参加いただくこととなっております。これにより、議案の第 1 号につきましては、出席委員 11 名と、古河臨時委員代理の 12 名で、その他の議案については委員 11 名でご審議いただくこととなります。臨時委員代理におかれましては、議案第 1 号の議決後にご退席されることとなります。なお、岡崎委員におかれましては、11 時ごろ途中退席される予定と伺っておりますが、定足数に影響はありません。

それでは、以後の進行につきましては、細川会長、よろしく願いいたします。

(会 長)

ただ今より、第 177 回富山県都市計画審議会を開会いたします。

審議に先立ちまして簡略にごあいさつ申し上げます。今年度最後、また平成年間では最後の審議会になることとなります。年度末と平成年間最後の双方に当たりまして、何かとなすべきこと多い時節に当たりましたが、皆さま、この

会議を優先してご出席いただきまして、心から御礼申し上げます。本日も活発な議論を頂きたいと存じます。

それでは次に、この審議会運営要項4条2項の規定によりまして議事録署名委員を指名させていただきます。土開由香委員さんと小見美由紀委員さんをお願いします。よろしくお願いします。

本日は都市計画法に基づき、知事から審議会に付議された議案が3題ありますが、これについて審議いただきます。まず議案第1号「富山高岡広域都市計画道路の変更について」、事務局から説明をお願いします。

## 2. 議事

(議案)

### 議案第1号 富山高岡広域都市計画道路の変更について

(事務局)

皆さん、おはようございます。富山県都市計画課長の坂井でございます。本日は、先ほど細川会長さんからもお話がございましたとおり、年度末の何かとお忙しい時期に審議会の方にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日3件の案件を予定しています。1号として道路の変更、2号といたしまして緑地の変更、そして第3号といたしまして産業廃棄物処理施設の敷地の位置ということです。この後、1号と2号につきましては県の都市計画課の方から、そして3号につきましては県の建築住宅課の方から、それぞれご説明します。それではまず第1号、富山高岡広域都市計画道路の変更につきまして、都市計画課担当補佐の方からご説明させますので、よろしくお願いいたします。

(事務局から議案第1号について説明)

(会 長)

ありがとうございました。ただ今の議案について、質疑、ご意見を賜りたいと存じます。質疑、ご意見ございませんか。

今、法人2社に説明したとありましたけれども、その法人の地面に都市計画の用地がかかるということでしょうか。

(事務局)

終点部として、私道というご説明を先ほどいたしましたけれども、そちらについては私道でありますので、今、現状の土地の名義は1法人の名義になっていきます。

(会 長)

所有者は何という法人でしょうか。

(事務局)

所有者は、金岡忠商事でございます。あと、もう1事業者、クスリのアオキさんがおられますけれども、それは土地の上で営業されているので、下は、また別の地権者がおられます。

(委員)

昨日、富山市の都市計画審議会でもお話は聞きました。それに関連する質問が1点とそれ以外の質問が2点あります。合計3つ。

まず1つ目、直接富山県に聞いても答えられない可能性はあるのですが、駅舎の位置をあの地点というふうに説明がありましたけれども、そこに決めた背景といますか理由。例えば、県有地のところでいえば、必ずしも真ん中ではないですよ。少し上の方になっていますし、道路の設計上考えると、もう少し下に新駅を設けた方が道路を接続しやすいという背景があると思うのです。しかも、県有地全体のバランス、面積的な中心を考えると、下の方がふさわしいのではないかと私は見るのですけれども、それなので、なぜあそこに決めたのかというのが、もしお分かりいただければ、ご説明いただきたい。

それに関連して、東の県有地のところで駅前広場の整備を富山市が計画していると伺いました。こういう新たに設ける新駅の場合には、恐らく東西両方に駅広がある方がいいのではないかなと思うのです。今の未利用地の東の方は住宅地も近いですし、そこには恐らく今の富山市が駅広を整備される。では、駅西の方は既存の住宅地になっていますので、そこで駅広を整備しようとする、なかなか立ち退きとかいろいろな問題があって厳しいかなと思うのですけれども、もし駅広を整備しないままでも、東西の入り口といますか、アクセスを東西からした方が、住宅もありますので、その方がいいのかなど。駅舎の設計については、まだ全然お話ししていませんので、もしその辺の計画がお分かりでしたら、東西の駅広の計画はどうなっているのかというのが2点目の質問です。

3点目は、昨日、富山市にお伺いしたのですけれども、市は県道なのでよく分からないという説明がありました。何枚目かを少し進んでいただけますか。これで結構です。この県道蓮町新庄線というのでしょうか。ここの道路がこう入っていますけれども、これが新しく入って、ここに恐らく県道があるのですけれども、要は新しく停車場線とここの道路の部分のしつらえと言いますか、横断する形になるので、その辺の設計上どういうふうに考えているのかなという質問です。以上、少し県が答えられないあいの風とやま鉄道の話もありました。ただ、県は恐らく大株主ですので、何らかの形で関わるはずだと理解して質問しています。以上です。

(事務局)

委員から、計3点、ご質問いただきました。答えられる範囲ということでお答えしたいと思います。まず、駅舎の位置がその位置にどうやって決まったか

というところにつきましては、まず富山駅と東富山駅間ということで、新駅はそこに設置することには決まっております。あと、その位置につきましては、駅がなかったところに新たに駅を造るということで、いろいろ制約があったと聞いております。一番、新駅が今の位置になるというのは、今、お示ししている、東西にあいの風鉄道があるのですけれども、既存の線路に関する施設、保安施設、具体には信号施設といたしますか、今の新駅としてある位置よりも、若干、南の方にそういった施設があつて、それとの兼ね合いといたしますか、影響もありまして、本当の意味の県有地のご真ん中には新駅を持ってこられなかったという、そういう既存の施設の取り合いの関係で、今の新駅が、若干、北側にいったということは聞いております。既存の鉄道施設との位置関係から、その位置にせざるを得なかったという状況です。

続きまして、駅前広場についての話でありますけれども、まず駅舎につきましては、いわゆる出入り口といたしますか、改札の位置は駅の東側、西側にも設けられると聞いております。それを渡る陸橋といたしますか、跨線橋を整備されるという形の情報は聞いています。東につきましては、今の富山市の方において、今後、設計等をされることとなります。西側につきましては、元々既存の住宅地にアクセスしようとすると、既存の道路、決して広い道路ばかりではないのですけれども、そこを経由して駅舎に向かうこととなります。

駅の西側の整備につきましては、今、聞いているところによりますと、あいの風とやま鉄道にて、富山市とも協議された上で整備されるという報道はありましたが、駅前広場というか、そこにアクセスする通路というか、そういった構造がどのような構造になるかというのは、こちらとしてはまだ把握しておりません。ただ、規模的には、東側の駅広のような形状には、物件等ありますので、ならないのではないかと考えられます。詳細についてはこちらの方では把握しておりません。

最後の3点目のご質問ですけれども、県有地から蓮町新庄線へのアクセス方法ですが、補足として、今の県道の蓮町新庄線の断面といたしますか、写真をお示しします。一方通行ですので、幅4m、高さ的には4m程度の、まさに地下道という形の形状になっていまして、これが県有地の下を通っているということです。今回の都市計画として定める道路とこの蓮町新庄線は、直接交差することも、アクセスすることも、ロケーション上はありません。

この後、県有地を開発していくに当たって、どういう形でこの地下道に接続するかというところは、また、その開発業者によって検討されることになると思いますが、現状1車線程度の非常に心もとない道路であり、一方通行ということもありますので、直接的に県有地を掘り下げて、ここにアクセスするような形状になるのはちょっと難しいのではないかと考えられます。基本的には、今回の都市計画道路との接続は直接的にはタッチしない。今後、民間開発において、既存道路との接続とか、そういったものも検討させるとは思いますけれども、この地下道と直接アクセスというのは、あまり考えられないのではないかと思っております。

(委員)

分かりました。ありがとうございます。私の理解が間違っていたのです。この県有地の地下は、全部地下道なのですね。私はこの線路の区間だけ地下で抜いているのかなと勘違いしていましたので。ここも地下ということなのですか。

(事務局)

今の富山大沢野線というところからずっと進んでいきまして、ここはまだ周辺に住居もありますので、ここは平面です。そこから県有地に差し掛かったところでだんだんアンダーとしてもぐって行って、県有地内のところは完全にこの地下形状になっています。

(委員)

了解しました。では、新しい駅前、停車場線とのアクセスは、基本的には平面交差ではないということですね。

(事務局)

はい。

(委員)

了解しました。理解しました。

(会 長)

ほかに委員の皆さま方から、ご意見、ご質問ございませんか。

(委員)

まず確認したいことが一つありまして、この新駅へのアクセス道路は、これ一本ということかどうかというのと、この道路が、今、県道の富山大沢野線に接続されていて、この道路の計画交通量、500 から 4000 台未満と、ちょっと幅があるのですけれども、交通量が増えるということで、この大沢野線への交通量増の影響はどのように捉えておられるのか。この富山大沢野線、アピタの前の道路でかなり交通量があると思いますし、下の方の、南の方にある市道、東と西を結んでいる、先ほどご説明があった信号制御で交互通行している地下道、ここはかなり距離が長くて、信号でかなり待たされるので、ここがまた渋滞とかの懸念があるのかと思いますので、その辺の影響と対応等をどう考えておられるか教えていただけますか。

(事務局)

お答えします。まず、整備を予定していますアクセス道路につきましては、主道路として、今回の富山新駅停車場線が 1 本あります。元々この県有地が

袋地と言いますか、周辺の道路とのアクセスが非常に脆弱な土地でした。ということで、富山大沢野線から駅までの道路は新たに都市計画として定めて整備していきます。あと、国道8号の、今、立体事業をされていますけれども、8号からの県有地へのアクセスをすることによって今の都市計画道路を補完するという意味もありますし、代替道路と言いますか、1本補足的な道路としてあることは、県有地の開発、あるいは新駅の利用促進、あるいは今、新駅の整備に当たりましてパークアンドライド駐車場とかも想定しているところであります。そういった駅利用者の利便を増進するためにも、これは1本だけではなく、8号に取り付ぐ道路というのも計画するというので、国土交通省とも相談、今後は協議という形で進めたいと思っております。

基本的には、この既存の道路とのアクセスについては、今回の都市計画道路と、あとは今後協議をさせていただく国道8号とのアクセス道路について、この2本が道路としては主要な道路として位置付けているところであります。

(事務局)

今の件は、先ほども言われたとおり、豊田新屋立体も動いておりますので、その辺、またしっかり協議したいと思っておりますのでよろしくお願いします。

(事務局)

あとは、今、この道路整備によりまして、既存の富山大沢野線への交通影響ということですが、一応、富山大沢野線から東側から来る車両、いわゆる右折する車両も、交通量推計上想定しています。あとは、逆に反対側、西からその新駅に向かう交通も想定しています。これにつきましては、一応、富山大沢野線自体が比較的混雑している道路でもありますので、スムーズに右折できるように、既存の富山大沢野線の道路内で、幅員内で付加車線、右折レーン等を設けまして、想定される混雑に対しては対処したいと考えております。

先ほど、委員からもありましたけれども、そこからもちょっと南に行ったところで、いわゆる信号制御の、通称鍋田交差点があります。こちらの信号処理の関係で、基本的にこの周辺について慢性的に渋滞はしていますので、今回の新駅停車場線とのタッチ部につきましても右折レーン等を幅員内で設けまして、極力、影響がないようにと考えております。

(会長)

ほかにご意見ございませんか。ご意見がないようでしたら議案を諮りたいと思いますが、よろしいですか。私の理解では、委員の皆さまにご異議はないというので、議案第1号は原案どおり議決いたしたくと思いますが、よろしいですか。

では、議決ということになりました。

続きまして、議案第2号について、事務局から説明をお願いします。

## 議案第 2 号 富山高岡広域都市計画緑地の変更について

(事務局から議案第 2 号について説明)

(会 長)

以上の説明に対して委員の皆さま方から、質疑、ご意見ございませんか。

(委員)

教えてください。都市計画決定した区域が一度に整備されなかった理由というのが気になった点と、先ほど説明がありましたように、未整備区域でも一部だけの未整備というのと、全く整備されていないというところがありましたけれども、結局、一部だけ残っているところもそのまま変更されるということでよろしかったでしょうか。

(事務局)

後の質問ですけれども、一部といいますか、現在、供用している、今、スクリーンにあります緑の区域については既に供用済みということで、その他の黄色につきましては、今回、都市計画の範囲を縮小しまして、全て都市計画としては外す、整備しない区域として外すということになります。

(委員)

この範囲に出ていた、整備されているところ、また一部整備されたところ。こういうふうに見たときに、一部整備済みのところがどうなるのかなという疑問があります。

(事務局)

全体的な話になりましょうか。都市計画されて計画どおりの範囲において整備されているのは一番上にある 283 カ所、一部整備済みとありますが、計画決定されて、公園一つ単位で見まして、既に整備されて供用されている。ただ、一つの決定区域の中に建物があったり、あるいは公園によっては、中に公民館であるとか、そういった施設が建っていたりして、なかなか公園としての整備が難しいという、一部、未整備のまま残っているというのは、一部整備済みとして 75 カ所あるということです。

(会 長)

本件はこれに当たるわけですね。

(事務局)

一部整備済みの方に該当します。



(委員)

分かりました。すみません。

(事務局)

最初に、なぜ今回の緑地が一部整備されなかったのかという経緯につきましては、元々この緑地が昭和 52 年から公害防止事業団が整備して、57 年に整備されたところは県の方に譲渡されておりまして、その整備されなかった経緯というのは不明であるというのが実際のところですよ。

(会 長)

今回、5 分の 1 か 6 分の 1 の部分を都市計画決定から外すわけですが、当初の計画ほど緑地は要らなくなったのは、工業地帯の方に何か状況の変化があったのですか。つまり排出するガスとか大気汚染とかそういうものが、技術の進歩で今までより少なくなったとか、そういう何か裏付けがあるのでしょうか。

(事務局)

今、参考までにお示ししていますのが硫黄酸化物、SO<sub>2</sub>の排出量の推移です。実際、世の中の流れとしまして、大気汚染、硫黄酸化物であったり、窒素酸化物であったり、浮遊粒子状物質であったり、こういったものは環境基準といえますか、規制によりまして、昭和 40 年代は高い数字を示していますが、その規制の関係、あるいはその技術上の発展もあるでしょうが、数値的にはどんどん減ってきております。

大気につきましては、一応、最寄りの、多少離れていますが、一番の新港の方であるとか、海老江の方、あるいはちょっと離れていますが太閤山の方、3 観測地点で観測しているのですけれども、数値的には環境基準を大きく下回っている形で、新港の方は供用開始前からぐっと減っております。ですので、こういう大気汚染系につきましては、時代の流れとともに数値として減っているのは、むしろ当然のことでありまして、これが新港の緑地を整備することによって減ったということではありません。

つまるところ、数値が基準値内であるから、廃止してもいいというロジックではありませんで、先ほどの既存の供用済みのところで、既に工業地帯と住居地域を視覚的にも緩衝、遮断しているという機能、あるいはレクリエーション機能としても、十分現在の供用範囲の中で充足しているという考え方から、計画を廃止するというところに至っております。

(会 長)

建設地の町内会の意見を聞かれたようですが、意見がないという意味がよく分からないのですが。賛成か、反対なのか。ノーコメントなのか。

(事務局)

地元の説明した結果についてですけれども、先ほど、意見なしとっておりましたが、意見としては、早期に変更してほしいという意見もございました。都市計画区域として定めている以上、建築物の建築の制限がかかり続けているところもありますので、早期に変更してほしいとの意見もございました。

その他、緑地そのものにつきましては、高木の植生が、先ほど 10m 以上とっておりましたけれども、かなり植生が進んでおりまして、ばさっと切るわけにはいきませんが、剪定とか部分的な伐木、あるいは枯葉処理を適正に行ってほしいという管理面でのご意見もございました。

(委員)

一つよろしいですか。基本的には異議がないです。先ほど事務局で説明がありましたけれども、平成 27 年度にガイドラインを作られて、ここにもきちんと示して、ホームページ等にも示してありますけれども、全体で 97 件、カ所と言った方がいいかな。一部未整備から、全く未整備、全区域未整備があります。これは恐らく県有のものから、市町有といたしますか、の方に主体のあるものも含まれているのだらうと思っておりますけれども、私、昨日も富山市で申し上げたのですけれども、地元の理解等も含めて、こういう廃止、あるいは変更を決めるということが必要ですから、全部いっぺんにというのは恐らく無理なのでしょうけれども、県としては、やはり市町村の指導も含めて、今後、どのようなスケジュールでこの見直しを進めていくつもりといたしますか、計画があるのかということは、きちんと示した方がいいのではないかと思います。

富山市の方は、取りあえず街区公園、一番小さな公園ですけれども、そういうものから順次、今後見直しをしていきたいという方針でした。県としてはどのようなつもりなのか。このホームページを見ますと、数としては総合公園は 2 カ所になっておりますけれども、面積は非常に大きい割合を示していますし、そういう大きなところの見直しも含めて、恐らく今後どのような方針で、市町村への指導も含めて考えておられるのか、方針をお示しいただければと思います。

(事務局)

まず、指導というお言葉がありましたけれども、市町村に対しての促しでありますけれども、ガイドラインにつきましては、全市町村に周知していきまして、具体には富山市の方では、その県のガイドラインを利用される形で、市のガイドラインも策定された上で進められております。残る高岡市につきましても、今年度から数年かけて見直しを進めると聞いております。

ちなみに、見直しの対象公園につきましては、富山市、高岡市が非常に多くありまして、富山市については、街区公園、一番小さな規模の公園を主体としまして 32 公園、高岡市につきましては 15 公園という形で、見直しの対象公園を設定しています。市町村に対しては、都市計画道路の見直しも含めて、引き続き、いろいろ会議の場がありますので、見直しされるように伝えていきたい

と考えております。

ちなみに、このうち県管理分につきましては、今回の新港の森を含めまして4カ所あります。一番大きいもので、太閤山ランド、あとは神通川南緑地、いわゆる空港スポーツ緑地といわれているところです。あとは常願寺川緑地、常願寺川公園といわれているところです。今回、議案として挙げています新港の森については、こういう形で見直しをしたいと考えていますけれども、太閤山ランド、神通川南緑地、常願寺川緑地につきましては、見直しの対象ではあるのですけれども、未開設の区域もあります。ただ、未開設の区域につきましては、基本的に国有地であったり、私有地、太閤山ランドにつきましては射水市所有地であったりということで、基本的に大規模に個人といいますか、民地にずっと網をかけているというエリアはほとんどありません。ですので、今後継続して県においてやらないというわけではないのですけれども、基本的には、4公園のうちの、今回、新港の森については先に変更、見直すこととしたものであります。

(委員)

大体、事情は理解しました。ぜひ、市町村への指導をお願いできればいいかなと思っています。富山県は都市計画道路の見直しも平成17年だったか、18年だったかにしてしまして、まだなかなか見直しが進んでいない市町村もあるようですので、もう10年以上経っていますので、そういうことがないようにお願いできればと思います。これは私の意見です。

(会長)

人口が少なくなっている中で、公園緑地をどんどん削っていくというのは、一理あるのでしょうかけれども、防災の観点では問題はないのでしょうか。例えば、地震で家が倒壊したときに仮設住宅を造るための公有地、いつでも使えるような土地、遊休地ですね。無駄をある程度残しておくというのは、良い面もあると思うのですが、それとの関係はいかがでしょうか。

(事務局)

都市計画サイドの見方もあるのですけれども、都市公園法という、別にこれに関する法律もございまして、都市公園につきましては、法律上、みだりに公園を廃止してはならないというくだりもあります。今回の見直しにつきましては、既に供用されているところは基本的にはそのまま供用して、一部、あるいは全部未着手のところについては、先ほどの必要性、代替性とか、実現性を踏まえて見直しする基本スタンスです。

見直しに当たっては、今、公園として整備されていない一部区間も、場合によっては廃止するわけですがけれども、ただ廃止するのではなくて、いわゆる代替機能、一般に児童公園といわれている一番小さい街区公園につきましては、その近傍に、その機能を代替できるような既存の公園との配置も精査した上で、

機能をそこに預けることができるということであれば、廃止という選択肢もありますし、場合によっては統合するなり、そういった考え方もあると思います。ですので、基本的にはむやみやたらに廃止するのではなくて、周辺の公園との位置関係、そういったものを含めて検討することとしています。

ちなみに補足ですけれども、一応、都市公園法でいきますと、政令の方で都市計画区域の緑地面積の標準値は、1人当たり10m<sup>2</sup>という形で目安として示されています。富山県につきましては、その数字が、現在は15m<sup>2</sup>ほどありまして、物理的な緑量という意味では富山県内は、市町村によって多少ばらつきはありますけれども、ほぼ満たされているというところでありまして、1人当たりなので、人口減少によりましてどんどん上がっていく可能性はあるのですけれども、一応、県内としては緑量としては法律で示されている数字については確保されているというところですので、未着手につきましては、先ほど申し上げましたとおり、そういった既存の公園との代替性等を考慮しまして、継続、廃止という形で見直しを今後とも進めていきたいと考えております。

(会 長)

ほかに質疑、ご意見ございませんか。

(委員)

レクリエーション機能を果たしているというお話がございましたので、確認したいのですが、今、この緑のゾーンの中での駐車場の場所はどちらにあるのかということと、黄色の部分、今回廃止になる部分でアクセス、緑地とか、そういったレクリエーションの場合、高齢者の方はかなり多く利用されているのではないかと思います。利用したいのだけれども駐車場から遠くてなかなか利用できないとか、そのアクセスが非常に利用度に影響する部分がありますので、駐車場等の活用部分での影響、もし、そういったところで活用性が残っている部分はないかといったところも含めてお願いしたいと思います。

(事務局)

今現在、供用済みの緑の区域内に駐車場は数カ所設けてあります。まず、今、ポインターで示していますところに野球場とか広場があるのですけれども、白抜きの道を挟んで両側に駐車場が整備されています。その他、南に下って、ここはスポーツ広場、陸上競技場があるところですが、そこにも駐車場が整備されています。ということで、基本的には、現状、公園利用に当たっての駐車場は確保されているということで、駐車場としましては、今ほど申し上げました3カ所で収容台数200台の区画を確保しています。特に利用に当たって、収容200台の枠について、駐車場が不足しているとかいった苦情等はないということは、今、聞いております。

(委員)

駐車場から利用する場所までのアクセスのことを言っているのですが。

(事務局)

アクセスにつきましては、その緑地内の車での移動はできないにしても、園路といいますか、遊歩道といいますか、そういったものは基本的に園内に設置されていますので、特に問題ないと思います。

(会 長)

他にご意見ございませんか。ないようでしたら、決議に入りたいと思います。よろしいですか。私の理解では第2号議案について異議がないように理解していますが。

ご異議がないということで原案どおり議決します。それでよろしいでしょうか。

では、3号議案。事務局から説明をお願いします。

### 議案第3号 産業廃棄物の処理施設（魚津市）の敷地の位置について

(事務局から議案第3号について説明)

(会 長)

ただ今の議案について、委員の皆さま方からご意見はございますか。この施設の川の反対側は塀になっていますね。

(事務局)

そうです。はい。

(会 長)

破砕機械は建物の中に入っているわけですか。

(事務局)

建物の中に入っております。

(会 長)

建物は外へ騒音とか汚れた空気が流れないように、閉鎖して作業するわけですか。

(事務局)

そうです。はい。

(会 長)

もちろん建物には天井が付いているから、音が外へ漏れない。

(事務局)

そういう配慮はしています。

(会 長)

配慮はしているのですね。

(委員)

一つよろしいですか。先ほど、この施設を設置したときの影響評価で、騒音と振動のところがありませんでした。現況というのは、現時点での実測値というふうに考えてよろしいのでしょうか。

(事務局)

実測値です。

(委員)

騒音の 54、結構大きな数字かなと。何も無いところですよ。今、何も無いところでこれぐらいの数値ですか。それで直近の施設との差が 3dB なので、そんなに大きな差ではないのですけれども、観測値、敷地の境界で 54、それから学生寮で 51、この差が出る背景はどこにあるのでしょうか。普通、遠くに。暗騒音に近いのではないかと思うのですけれども、普通で考えれば。施設が何も無いわけですから。この騒音の元になる、隣のコンクリートプラントの音でしょうかね。

(事務局)

環境部局の方から回答させていただきますけれども、この敷地の境界の 54 は、委員がおっしゃるとおり隣のアスファルト再生プラントの方の稼働音と思われる。大学の付近のところ、私も現地で確認しているのですけれども、大学の方からの音は、そこに水路がありまして、その水路の段差の音を拾ったのではないかなというので、実際はそんなに音がすごくうるさいという場所ではないのです。周りは田んぼと大学しかないような状況なので。

(委員)

そうですね。普通で考えればこんなにするはずがないと思うのですけれども、ちょっと奇異に感じました。大したことがないといえば大したことはないのですけれども、結構するといえばするかなと思いました。

もう 1 点ですけれども、搬出入に関わる 1 日のダンプトラックの量が 16~20 台という予定ですけれども、これぐらいの台数であれば、恐らく 320t という処理能力は必要ないと考えてしまうのです。10t トラックで考えると、320t と 1 日

処理で考えれば、平均で考えても 32 台。搬出入ですから、その倍の 64 台というのがマキシマム考えられるはずなので、そう考えれば、今の予定では、恐らくこういう予定と書いてありますけれども、こういう書き方は僕はまずいのではないかと。マキシマムで考えるのが本来かなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

(事務局)

その処理能力の 320t につきましては、廃棄物処理法の方で基本的に処理能力は、その機械の公称能力掛ける営業の稼働時間で出すこととなっております、この機械 40t/h のものが 8 時間というので 320 という数字が実は出ているのですけれども、実際は、恐らく投入作業とか、前段階の前処理作業が入るので、半分もいかない。実際に 1 日に処理できる量としては、半分だとしても 160t 程度となりますので、そういう意味で、恐らく最大は 10t トラックだと 16 台程度で、往復で 32 台ぐらいのマックスになろうと思うので、それは今後書き方を注意したいと思います。

(委員)

1 日 320t 処理する能力があるが、現実はその半分とか、そういうことが問題ではなくて、マックスの出ている値があるでしょう、半分で許可を与えるわけでしょう。

(委員)

これが台数が六十数台になっても、それで駄目だという話ではないのですよ、現実問題。前を通る道路はもっとも通っていますから。だと思いのですけれども。でもこんなふうを書くのはまずいのではないかと私は指摘しているのです。

(事務局)

委員がおっしゃられるとおりで、今回はマックスで台数を計算したとしても、それほど影響はないかと思うのですが、今後の影響評価に当たっては、マックスで計算なり評価するよう気をつけていきたいと思います。

(委員)

よろしくをお願いします。300 台も大型トラックが出入りするというのはあれば、それは大きな問題ですけれども、せいぜい 50~60 台であれば、1 時間にしたら大した話ではないのだと思います。

(会 長)

こういう議論した後、現実には操業が始まります。始まった後も、現実には検証していけるのでしょうか。過去の例を。

(事務局)

維持管理計画に基づきまして、施設稼働後に事業者が観測の測定を行うこととなっています。騒音、振動につきましては年に1回、敷地境界のところでも2カ所、測定することとなっています。新規設置、変更の許可を行った施設につきましては、次年度に県の環境科学センターが立ち入り検査を行うこととなっており、その際に測定結果を確認していると聞いております。測定結果が維持管理基準を超える場合につきましては、改善指導を行っているということ聞いております。

(会長)

現実に、この申し出たのとはほぼ一致しているのでしょうか。大きなずれがあったらこの推定は間違いだとなるのですが。業者が行うのであって、県が主体的にそれを調査するべきではないでしょうか。

(事務局)

県が責任を持って測定すべきというご指摘なのですが、事業者の方できちんと測定されて、立ち入り検査のときに、その結果も確認しているということと、当然、音がうるさいとかという状況になると、周辺からの苦情等もありますので、そういう状況に、今回の申請の状況とは大きく異なる状況になりましたら、こちらからはきちんと指導して、騒音の低減なり、粉塵の発生の低減なりにきちんと指導していきたいというふうに考えております。

(会長)

苦情が出てきたらそれをやるのは当然でしょうけれどもね、申請がきちんとした資料に基づいてなされているかどうか、それは操業になってから県としては検査すべきではないですか。

(事務局)

そうですね。実測値に基づいて検証すべきというご指摘なのですが、実際、こちらの県の出先機関の環境科学センターの方で立ち入り検査を行って、実際に操業している状況、実際に測定するわけではないのですが、実際に測定している状況とか、騒音とか粉塵とかの発生状況とか、そういうものを目視なり耳で聞いたりしてきちんと確認をしています。

(委員)

会長、一ついいですか。他の審議会、具体的に申し上げますと、大店立地法の審議会では、一度、私、県に対して非常に騒音とか振動は消えるものなので



す。消えるものというのは変ですけれども。ただ、交通事故だけは消えない、記録に残るので、一度、大店が立地した後に、その前後で事故の状況がどれくらい変化したのかということ調べてもらったことがあります。そういう意味からすると、毎年チェックするのは非常に労力もかかるし、費用も発生するので、3年とか5年をスパンに、一斉には難しくても、ローテーションで検討するのは、私は、今、会長が言われたように、非常に大事なことはないかと、こんなふうには思います。大店に比べれば、産業廃棄物の施設の数なんて、県内全部あわせても100カ所はないと思いますが。ありますか。100カ所以上。では、大変ですね。結構、大変ですけれども。

(事務局)

こちらの廃棄物処理の関係の許可につきましては、5年に1回の更新となっています。定期的に県の出先機関の環境科学センターの方も立ち入り調査の方を行っていますので、委員ご指摘の、例えば、前後で交通事故の状況がどうなったかとか、粉塵とか騒音の、あくまでもこれは事業者が測定したレベルになるのですけれども、そういう状況がどうなったか、周辺の苦情の状況、そういうものはきちんと確認して、適切に指導の方を行っていきたいと考えております。

(委員)

ぜひ、その結果はこの審議会等に報告いただくというのが、一番よろしいかなと思います。

(委員)

主要な論点ではないというふうには思うのですけれども、少し気になるというか、リサイクル100%ではないと思うので、そういう意味では、騒音とか、そういう環境影響以外に、やはり最終的な廃棄物として、この処理能力であればどれくらいのもので、どういう経過で、どこに保管されていくのかというのが非常に先ほどから気になっているのですけれども。関連でいえば、いわゆる汚水処理についても、こういう施設であれば、アスファルトで、一応、対応も書いてあるのですけれども、その辺も、本当にそういった意味で基準値内の汚水として処理されていくのかというのはなかなか検証しにくいところかなと思うので、操業以降のそういった環境に与える影響ももう少し検証をきちんとやることも大事なのかなと思います。最終処理のものについては、どれくらいのもので想定されるのかというのは素人で分からないのですけれども、そういったところをどう見ておられるのかということも含めて、大事なチェック項目ではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

(会 長)

それは環境行政で行っているわけですから、リサイクルに使われるものは常に環境問題を引き起こす例は時々聞くわけですが、リサイクルしたものはどの

ようなもので、どのように使われているか、それはフォローしているのでしょうか。

(事務局)

まず、今回の対象の廃棄物のコンクリート殻につきましては、こちらは破砕して粒度調整をしまして、それで、例えばアスファルトの下に再生砕石で路盤材を敷き詰めるのですが、そういったものに有効活用されています。アスファルト殻を破砕したのにつきましては、こちらは、アスファルト舗装、その原料として有効利用、活用されています。先ほどのリサイクル率の話もございましたが、こちらのコンクリート殻とかアスファルト殻は、国交省の方でも有効活用というものを推奨しておりまして、100%リサイクルされているという状況です。排水の状況につきましても、どちらも県の出先機関の立ち入り調査なりで、例えば、油水分離層を確認すれば、不純物の状況とか、きちんと確認できます。そういう油水分離層の維持管理状況とか、実際の油水分離層の中の付着物の取れ具合とか、そういったものをきちんと確認して、そういう廃水処理についても適正に管理するよう指導していきたいと考えています。

(会 長)

委員の質問に対して、回答はよろしいですか。

(委員)

コンクリートに限定すればリサイクル率 100%と見ていらっしゃるということですね。そこは理解しました。

(会 長)

委員の質問に対して。検証結果を報告してくださいということですね。

(事務局)

1 点ご確認なのですが、その検証結果の確認なのですが、この都市計画審議会を経て設置した施設だけか、それとも全ての施設を対象にするのか、どちらでしょうか。

(委員)

ここの施設でよろしいのではないですか。ですから、都市計画できちんと認可をしたというか、承認した施設はわれわれが責任を持たなければいけない施設だと認識していますので、それで十分ではないかと思います。

(事務局)

分かりました。そちらについては、委員のご意見も踏まえまして、どのような取りまとめ方法がいいのかというのを検討させていただいて、また審議会の

方でご提出いく方向で検討したいと考えております。

(会 長)

今までも何件か出された資料に基づいてやっています。実際、操業してみた結果、出された資料と同じようなことがされているか、それを検証したいのです。ですから、次に新たな検証の前に、過去の業者の申請と現実の操業の同一性というものを考えて、業者の申請がどこまで客観的に正しいものかということを知りたいわけです。ですから、全部の事業を出していただいてよろしいということですね。

(委員)

本来はそうですね。

(委員)

1 点だけ確認ですけれども、最後の事業フロー図などを見ていますと、ポンプで井戸水を揚げまして、また受水槽、水をためておく場所ということなのですけれども、これは、この井戸で水を揚げるというのはどういった用途にこの水を使うということになっているのでしょうか。水を使わないシステムだということですが、この施設が、あらかじめ平成 27 年 5 月からこの計画地を所有されていると。この計画地が川に沿ったエリアであると。通常、川沿いといいますがと砕石をする会社等がその用地を取得するのだと思うのですが、ここに計画地を取得され、それでまた井戸水を揚げるということは、やはり水というものもある程度使われるのかなと推測するわけなのですが、その辺を教えてください。

(事務局)

先ほど説明しましたけれども、破碎するときに散水という、粉塵が撒き散らないように軽く散水するのです。それほど量は多くはないのですけれども、そのための散水設備に使用するために井戸を掘るということになっています。

(会 長)

ほかに委員の皆さま方からご意見ございませんか。ご意見ないようでしたら、議決に入りたいと思います。私の理解では、ご異議がないようですので、3 号議案を議決したいと思いますのですが、よろしいですか。

では、議決ということになりました。

以上で本日の議案の 3 件は終了いたしました。事務局から連絡事項はありますか。

(事務局)

どうもありがとうございました。本日は 1 号から 3 号、三つの議案につきま

して、原案どおり議決を頂きまして、誠にありがとうございました。本日審議の過程の中で、それぞれ貴重なご意見、ご示唆などを頂きましたので、今後、それにつきまして、引き続き対応してまいりたいと考えています。

なお、来年度の予定につきましては、まだ決まっていません。また、審議案件がまとまりましたら、各委員の皆さまの方にご案内させていただきたいと思えます。なお、県の方も異動が少しございましたので、新年度は新たなメンバーで、またご説明させていただくこととなりますが、今後ともよろしくお願ひしたいと思えます。本日はどうもありがとうございました。

平成 31 年 3 月 27 日

富山県都市計画審議会会長                      細 川 俊 彦

議事録署名人

富山県都市計画審議会委員                      土 開 由 香

富山県都市計画審議会委員                      小 見 美由紀